

広島県告示第八百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定によって、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和四年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 名称

沼南特定猟具使用禁止区域

二 区域

福山市沼隈町内の主要地方道福山沼隈線と福山市道熊野上山南線の交点を起点として、同所から同市道を北西方に進み、旧福山市と旧沼隈郡沼隈町の旧行政界との交点に至り、同所から同旧行政界を北西方に進み、福山市道上山南幹線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み、主要地方道福山沼隈線との交点に至り、同所から同主要地方道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

服部大池特定猟具使用禁止区域

二 区域

福山市駅家町地内の一般県道坂瀬川駅家線と福山市道法成寺中島幹線の交点を起点として、同所から同県道を北方に進み、一般県道百谷新市線との交点に至り、同所から同県道を南西方に進み、福山市道新山法成寺線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み、福山市道法成寺中島幹線の交点に至り、同所から同市道を北東方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

広島市青少年野外活動センター特定猟具使用禁止区域

二 区域

広島市安佐北区地内の広島市森林計画区（安佐）の百四十八林班い小班、ろ小班、に小班、ほ小班、へ小班、百四十九林班に小班からお小班及び百五十一林班ほ小班、と小班、

ち小班的うち、広島市青少年野外活動センター・広島市こども村の区域一円

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

田熊特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市因島田熊町地内の一般県道西浦三庄田熊線と尾道市道土生三庄線と最大満潮時海岸線の接点を起点として、同所から同海岸線を北西方に進み、西浦川右岸との交点に至り、同所から同右岸を北東方に進み、一般国道三一七号線との交点に至り、同所から同国道を北東方に進み、尾道市道中庄・田熊線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み、尾道市道浜・三笹原線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み、尾道市道下檜平・郷線との交点に至り、同所から同市道を南東方に進み、尾道市道田熊・土生線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み、尾道市道土生・三庄線との交点に至り、同所から同市道を南西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

津部田特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市向島町地内の一般国道三二七号線と一般県道向島循環線との交点を起点として、同所から同県道を北方に進み、尾道市道津部田道越線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み、尾道市道津部田一一号線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

高根特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市瀬戸田町高根島の区域一円

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

観音山特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市瀬戸田町地内の尾道市道薊渡瀬線と最大満潮時海岸線との交点を起点として、同所から同海岸線を西方に進み、更に北方に進み、主要地方道生口島循環線と尾道市道大輪満濃線の交点に至り、同所から同市道を南東方に進み、尾道市道中野垂水線との交点に至り、同市道を南方に進み、農道伊豆里線との交点に至り、同所から同農道を南東方に進み、尾道市道薊渡瀬線との交点に至り、同所から同市道を南方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

観音崎特定猟具使用禁止区域

二 区域

尾道市向島町地内の一般県道向島循環線と尾道市道立花三号線との交点を起点として、同所から同県道を北東方に進み、最大満潮時海岸線との接点に至り、同所から同海岸線を南西に進み、尾道市道立花三号線との交点に至り、同所から同市道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

内海特定猟具使用禁止区域

二 区域

福山市内海町の横島及び田島の区域一円

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

一 名称

湯ヶ丘特定猟具使用禁止区域

二 区域

府中市上下町地内の府中市道尾田部線と府中市道矢野国留線との交点を起点として、同所から同市道矢野国留線を北方に進み、府中市道芦原一号線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進み、府中市道先谷深江線との交点に至り、同所から同市道を東方に進み公立湯ヶ丘病院の在する山の北側筋を東西に通る山道との交点に至り、同所から同山道を東方に進み府中市道先谷深江線との交点に至り、同所から同市道を北東方に進みJR福塩線との交点に至り、同所から同線を南方に進み宇根川との交点に至り、同所から同河川を北方に進み猪ノ山の東側を南北に通る山道との交点に至り、同所から同山道を南方に進み府中市道尾田部線との交点に至り、同所から同市道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた区域

三 存続期間

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器